

利用者負担のある地域生活支援事業概要

事業名【内容】	目的（準拠法）	要件	H26実績
日常生活用具給付事業 【盲人用時計、電気式たん吸引機、ストーマ装具、頭部保護帽等を給付】	在宅の重度身体障害児者、重度知的障害児者、精神障害者及び難病患者等に対し、日常生活の便宜を図るための用具を給付する。 (長野市日常生活用具給付事業実施要綱)	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者及び難病患者等 ※給付品目ごとに給付対象となる障害の部位、障害の程度等の規定 ※介護保険の福祉用具と重複する品目については介護保険給付が優先 ※一定所得以上（本人又は世帯員のうち、市民税所得割の最多納税者納税額が46万円以上）は給付対象外	給付件数 1,644件 利用者負担 【817件】 49.7%
移動支援サービス事業 【事業所のガイドヘルパーが付き添う外出支援】	在宅の障害者が社会生活を営む上で必要となる外出及び余暇活動等を実現させるため、移動支援サービスを実施する。 (長野市移動支援サービス事業実施要綱)	18歳以上の障害者で、次のいずれかの該当者 (1)視覚障害の程度が1級若しくは2級 (2)肢体障害（上肢及び両下肢又は体幹）の程度が1級若しくは2級に該当する者（ただし、重度訪問介護及び重度障害者等包括支援の支給決定を受けている者を除く。） (3)療育手帳所持者（行動援護及び重度障害者等包括支援の支給決定を受けている者を除く。） (4)精神障害者保健福祉手帳所持者等（行動援護及び重度障害者等包括支援の支給決定を受けている者を除く。） (5)政令で定める難病患者等で(2)に準ずる者 (6)その他市長が特に認める障	実人数 361人 利用者負担 【10人】 2.8%
訪問入浴サービス事業 【事業所の移動入浴車による入浴介助】	在宅の重度の障害者等に対し、訪問入浴サービスを実施する。 (長野市訪問入浴サービス事業実施要綱)	日常生活において常時介護を必要とし、自力で入浴することが困難な重度の障害者、重度の難病患者等（介護保険対象者を除く。）	実人数 14人 利用者負担 【5人】 35.7%
障害者タイムケア事業 【登録介護者（法人・団体・個人）が事業所等で行う一時的な介護】	在宅障害者の介護者の介護軽減及び日常生活の継続的な支援を図るため、タイムケアを実施する。 (長野市在宅障害者タイムケア事業実施要綱)	18歳以上の障害者で、次のいずれかの該当者（中軽度の身体障害者を除く。） (1)身体障害者手帳の程度が1級又は2級 (2)療育手帳所持者 (3)精神障害者保健福祉手帳所持者等	実人数 472人 利用者負担 【9人】 1.9%
障害児自立サポート事業 【登録介護者（法人・団体・個人）が放課後・休日に事業所等で行う一時的な介護及び外出支援】	在宅の障害児の生活の自立を支援し、その保護者の介護に係る負担軽減を図るため、自立サポートを実施する。 (長野市障害児自立サポート事業実施要綱)	障害児で、次のいずれかの該当者 （満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある障害者を含む。） (1)特別支援学級又は特別支援学校への通学者 (2)身体障害者手帳の程度が1級又は2級 (3)療育手帳所持者 (4)精神障害者保健福祉手帳所持者等 (5)その他市長が特に認めた児童	実人数 431人 利用者負担 【368人】 85.4%